

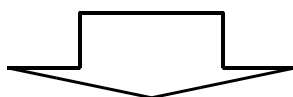
新しい公社・事業団等外郭団体の見直し計画の策定について

【背景】

三位一体の改革や市町合併の進展、さらには公の施設に対する指定管理者制度の導入など、県行政の役割の見直しが求められる中、外郭団体においても、その存在意義、県の関与や組織・経営のあり方について、引き続き見直しをしていく必要がある。

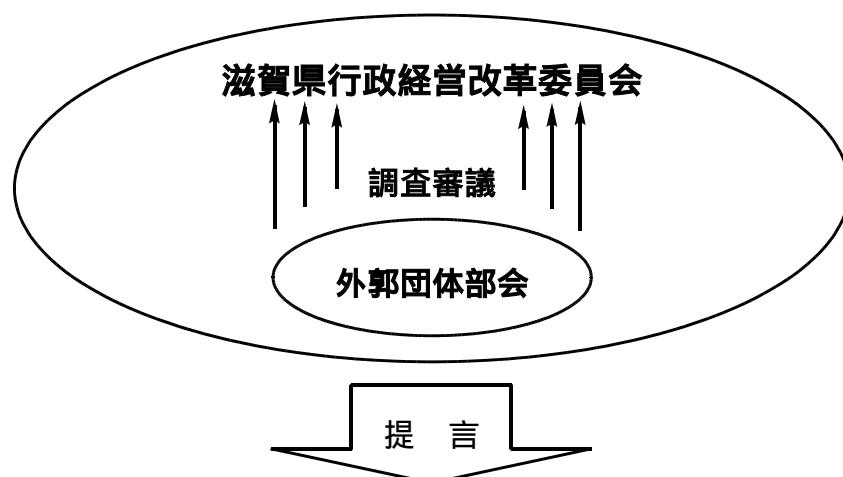
公社・事業団等外郭団体の見直しを行政改革の重点課題に位置付け、平成9年度から取り組んできたが、平成16年度において見直し期間が終了した。

平成17年3月29日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」により、より一層積極的な地方自治体における第三セクターの見直しが求められている。



滋賀県庁における外郭団体の見直しに関する取組み方針を示す

新しい外郭団体見直し計画を策定



県において

行政経営改革委員会による提言を踏まえて、見直し計画原案を作成
地方分権推進対策特別委員会での審議を経て、見直し計画を策定

提言のスタンス(案)

社会経済の枠組みの変化に対応した県行政の役割の見直しが必要であり、県が出資、出捐している外郭団体に対しても、その設立の趣旨を再点検し、組織や経営のあり方などを見直す必要がある。

平成21年度までを見直しの取り組み期間として、その取り組むべき項目を体系的に示す。

個別団体によっては、取り組むべき基本的な方向性を示す。



提言に当たっての視点

主体的、自主的な経営体をめざす



見直しの視点(県の関与のあり方を見直す)

個別団体ごとの見直し

- 1 事業の必要性の点検
- 2 経営的側面からの点検
- 3 団体の必要性の点検

共通の見直し

- 1 運営の合理化・効率化
- 2 計画的な経営の推進
- 3 指定管理者制度導入に対する対応
- 4 情報公開